

一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

【改訂版】

ごみを減らそう プロジェクト970

～ 1人1日あたりのごみ排出量970gを目指します ～

【案】

令和3年 月策定

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

一般廃棄物処理基本計画の目次

1 計画の基本的事項		
(1) 計画見直しの趣旨	P1
(2) 計画の位置付け	P2
① 他計画等との関係	P2
② 計画の対象地域	P3
③ 計画期間	P3
2 市勢の概況		
(1) 位置・面積・気候	P4
(2) 人口動態	P5
(3) 産業の動向	P6
3 ごみ処理の実態		
(1) ごみ処理行政の変遷	P7
(2) 一般廃棄物処理施設	P8
① 中間処理施設	P8
② 中間処理施設(資源化施設)	P8
③ 最終処分施設	P9
(3) ごみ処理フロー	P10
① 生活系ごみの分別区分と出し方	P10
② 生活系ごみの収集体制	P11
③ その他のごみの処理体制	P11
④ 事業系ごみ(一般廃棄物)の処理体制	P12
⑤ ごみ(一般廃棄物)の流れ	P13
(4) ごみの排出量	P14
① 一般廃棄物の年間総排出量	P14
② 1人1日あたりの排出量	P16
③ ごみの組成からの評価	P17
(5) ごみ処理経費	P18
4 前期計画の評価と課題		
(1) ごみ減量化の評価と課題	P21
5 計画の基本方針と目標		
(1) 基本理念	P22
(2) 計画の基本方針	P23
① 2Rの推進	P23
② 分別の徹底によるリサイクルの推進	P23
③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進	P23
(3) 計画の目標	P24
① 人口の将来予測	P24
② ごみ発生量の見込み	P25
③ 計画の目標値	P26

6 ごみ減量化施策

(1) 市民が取り組むこと	P28
(2) 事業者が取り組むこと	P30
(3) 市が取り組むこと	P32
(4) ごみ減量化の協働体制	P34

7 後期計画の目標達成のための重点事項

(1) 中間見直しのねらい	P35
(2) 重点目標の設定	P35
(3) 重点施策	P36

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分	P37
① 家庭系ごみ	P37
② 事業系ごみ	P37
③ 小型家電	P37
④ 適正処理困難物等に関する事	P38
⑤ 在宅医療廃棄物に関する事	P38
(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	P38
① 収集形態等	P38
② 排出禁止物等	P39
③ 中間処理・最終処分	P39
④ 排出指導に関する事	P39
(3) 持続可能なごみの処理体制に関する事項	P39
① 経費の抑制	P39
② ごみ処理有料化	P39
③ 許可計画	P40
(4) その他ごみの処理に関し必要な事項	P40
① 廃棄物処理運営審議会	P40
② ごみ減量等推進員	P40
③ 災害廃棄物対策	P40
④ まちの美化に関する事項	P40
⑤ 不法投棄の防止に関する事項	P40

9 計画の進行管理

(1) 実施計画の策定(Plan)	P41
(2) 環境施策等の取り組み推進(Do)	P41
(3) 取り組み状況の点検・評価(Check)	P41
(4) 事業等の見直し(Action)	P41

1 計画の基本的事項

(1) 計画見直しの趣旨

平成27年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成28年度～令和7年度、以下、「現行の計画」という。）においては、1人1日あたりごみ排出量（事業系資源物回収含む）を970g、総リサイクル量を13,000t以上に設定し、循環型社会形成推進基本法をはじめリサイクル推進のための各種法制度に基づき、ごみの減量化を進めてきました。

計画策定後、今日まで計画的な廃棄物処理に取り組んでいますが、計画策定から概ね5年が経過し、廃棄物処理に関する新たな中間処理施設整備が進められていることなど、社会状況の変化に伴い修正が必要となり、今後目指すべき「ごみ処理の方向性」や「目標達成のために重点的に取り組む施策」などを整理しながら、後半の期間に向け見直しを行いました。

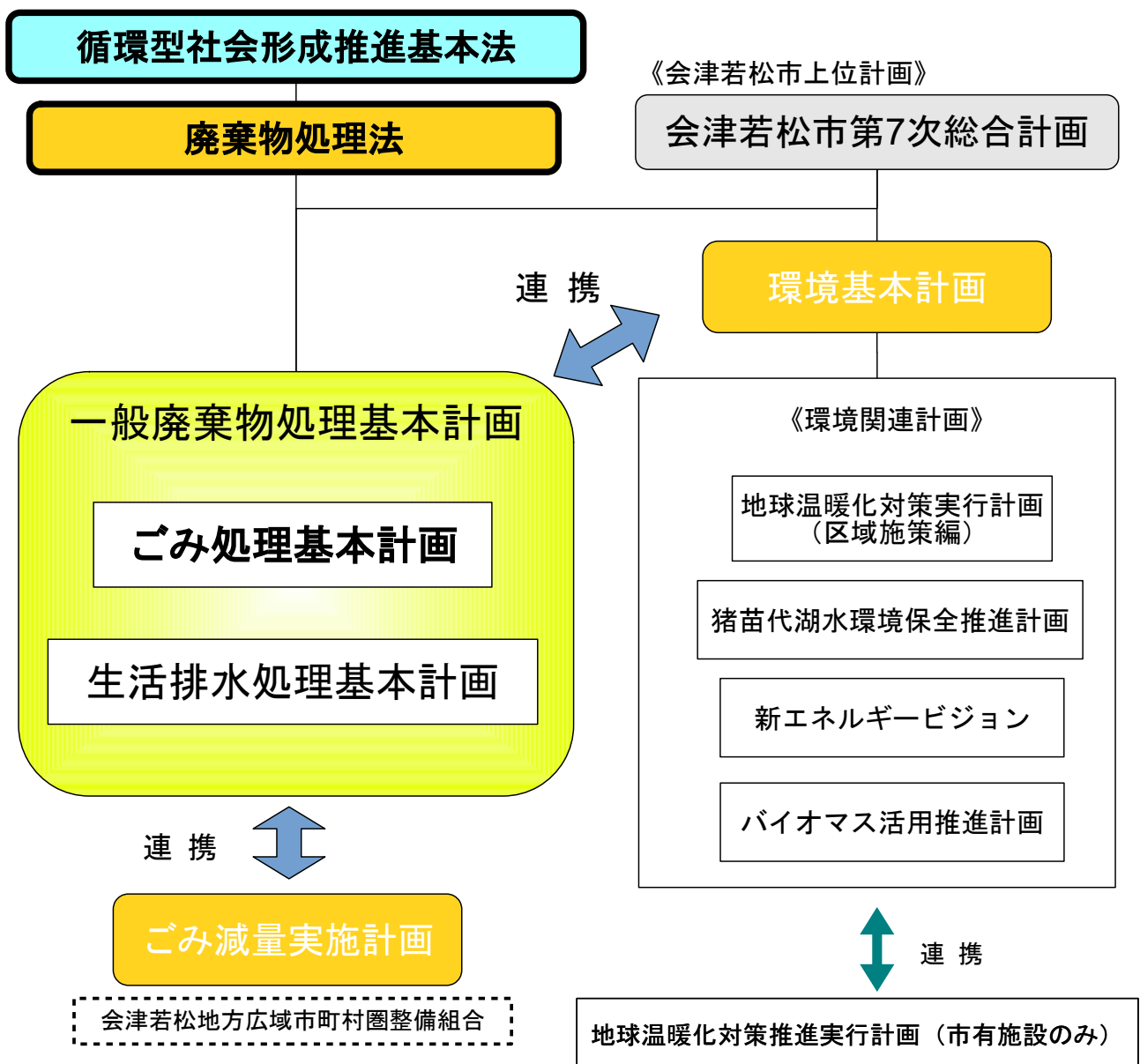
(2) 計画の位置付け

①他計画等との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、会津若松市（以下、「本市」という。）が循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物の排出抑制と適正処理を進めるために必要となる考え方や基本的な方向性を定めるものです。

なお、中間見直しにあたっては、「会津若松市環境基本計画」や、会津若松地方広域市町村圏整備組合による「ごみ減量実施計画」をはじめ、関連する計画との整合に留意します。

＜＜ 一般廃棄物処理基本計画 後期計画(令和3年～令和7年)イメージ ＞＞



②計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

③計画期間

本計画は平成28年4月に策定した「会津若松市一般廃棄物処理基本計画」が、当初計画期間の中間年を経過することに伴い一部改訂するものです。

したがって、計画期間は目標年次にあわせて、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、今後も社会の動向や法制度の動向等計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は柔軟に見直しを行うものとします。

□「持続可能な開発目標（SDGs）」



「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに先進国も途上国もすべての国が関わって解決・達成すべき世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月、国連にて全会一致で採択されました。エネルギーや水資源、気候変動など環境に関する課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題に関する17項目のゴール（目標）とそれらに付随する具体的な169のターゲット（達成基準）によって構成されており、環境問題はこれらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されています。

食品ロス対策に関する目標は、「ゴール12 持続可能な生産消費形態の確保」の中のターゲット12.3に、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」ことが掲げられています。

また、ターゲット12.5では、「2030年までに、予防、削減、リサイクル、およびリユースにより廃棄物の排出量を大幅に削減する」ことが掲げられています。

2 市勢の概況

(1) 位置・面積・気候

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南にあり、東京から約300km、県都福島市から約100kmの距離にあります。

東は猪苗代湖を境とし、南は布引山・大戸岳を境とした諸山岳が壁をなし、西は会津平坦部を縦断する宮川を境とし、北は日橋川を境としています。

(市役所庁舎は、おおむね東経139度55分47秒、北緯37度29分41秒に位置)

市域面積は382.99km²。地形は、東西に20.5km、南北に28.9km、海拔は218.32mであり、東西に短く、南北に長い地形です。

また、市域のうち山林面積が約45%を占め、地域の北西にある市街地は、中心を湯川が流れ、東から西へ緩やかな傾斜をなしており、地質は主に石英安山岩で、沖積層からなっています。

気候は、内陸盆地特有の複雑な様相を示し、冬期は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多く、夏期は太平洋側に近い気候を示します。また、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が激しくなります。

平年の日最高気温(8月)は30.6℃、日最低気温(1月)は-3.7℃で、年間降水量は1,213.3mm、年間日照時間は1,613.2時間、年間降雪量は478cmです。

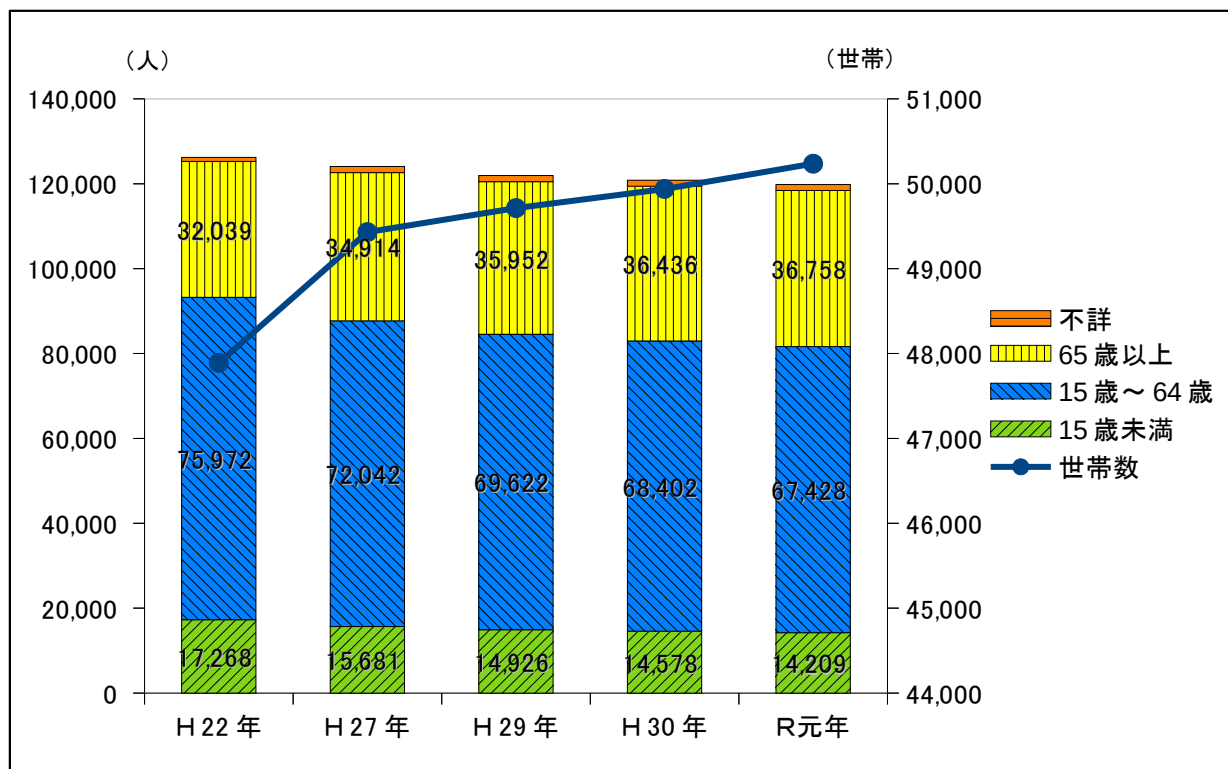


(2) 人口動態

本市の総人口は119,820人（令和元年10月現在、現住人口）であり減少傾向にあります。

一方、世帯数は50,236世帯（令和元年10月現在、世帯数）と微増傾向にあり、1世帯あたりの人員は約2.4人と減少が進みいわゆる核家族化が進んでいます。こうした傾向は全国的な人口動態と同様です。

また、高齢化率は31.0%と全国平均28.4%をやや上回っており、今後も、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加すると予想されます。



グラフ1: 会津若松市の人口、世帯数の推移
※出展: 国勢調査(平成22年・27年)、福島県現住人口調査(平成29年・30年・令和元年)

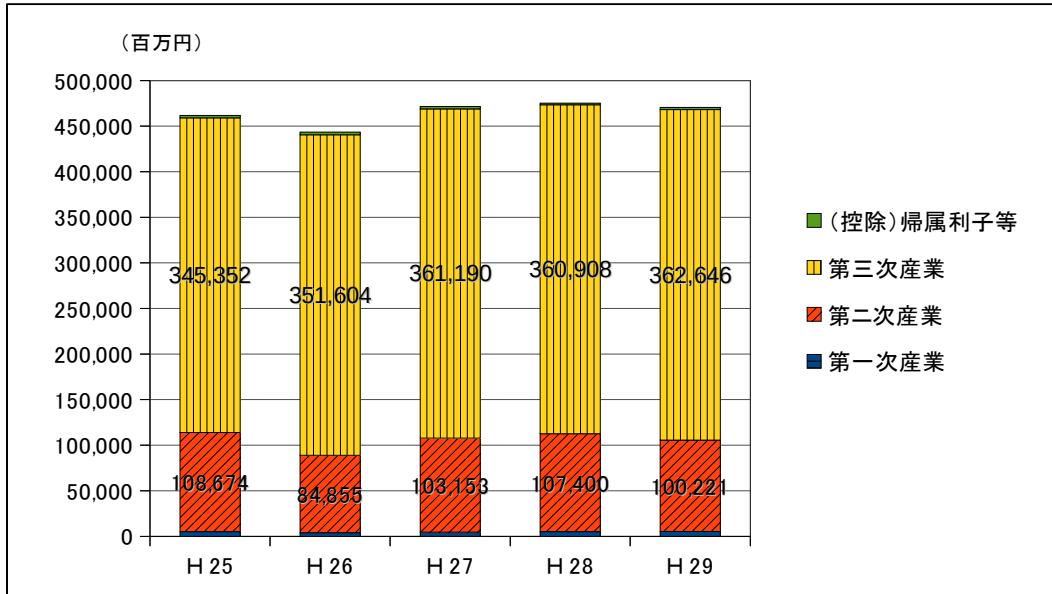
		平成22年			平成27年			平成29年			平成30年			令和元年		
年齢	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
15歳未満	17,268	8,722	8,546	15,681	8,014	7,667	14,926	7,630	7,296	14,578	7,465	7,113	14,209	7,260	6,949	
15歳～64歳	75,972	37,833	38,139	72,042	35,992	36,050	69,622	34,885	34,737	68,402	34,281	34,121	67,428	33,845	33,583	
65歳以上	32,039	12,722	19,317	34,914	14,360	20,554	35,952	15,013	20,939	36,436	15,239	21,197	36,758	15,409	21,349	
不詳	941	577	364	1,425	834	591	1,425	834	591	1,425	834	591	1,425	834	591	
合計	126,220	59,854	66,366	124,062	59,200	64,862	121,925	58,362	63,563	120,841	57,819	63,022	119,820	57,348	62,472	
年齢別割合(%)																
15歳未満	13.7	14.6	12.9	12.8	13.7	11.9	12.4	13.3	11.6	12.2	13.1	11.4	12.0	12.8	11.2	
15～64歳	60.2	63.2	57.5	58.7	61.7	56.1	57.8	60.6	55.2	57.3	60.2	54.7	57.0	59.9	54.3	
65歳以上	25.4	21.3	29.1	28.5	24.6	32.0	29.8	26.1	33.3	30.5	26.7	34.0	31.0	27.3	34.5	
75歳以上	13.6	10.2	16.6	15.1	11.2	18.5	15.7	11.9	19.1	16.0	12.2	19.5	16.5	12.6	20.0	
世帯数	47,891			49,431			49,714			49,939			50,236			
一世帯あたりの人数	2.64			2.51			2.45			2.42			2.39			

注) 数値は合併後の値。
資料: 国勢調査(平成22年・27年)、福島県現住人口調査(平成29年・30年・令和元年)

表1: 会津若松市の人口、世帯数の推移

(3) 産業の動向

平成 29 年度の市町村内総生産は、4,705 億円となり、前年度と比べ 1.0% の減少となりました。産業別に前年度と比較してみると、第 1 次産業が 2.0%、第 3 次産業が 0.5% とそれぞれ増加し、第 2 次産業は 6.7% 減少しました。

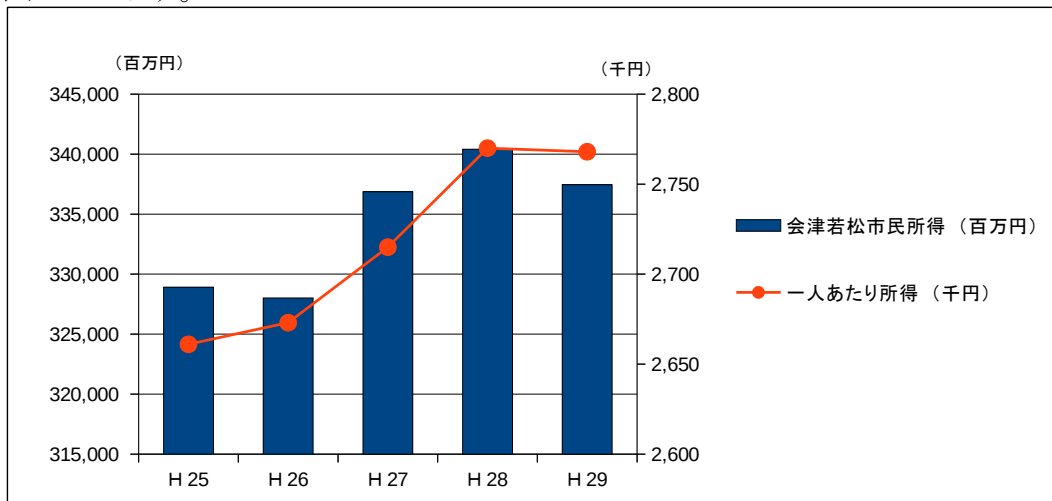


グラフ2: 会津若松市の産業別総生産の推移 ※出展: 福島県市町村民所得推計

項目	H25	H26	H27	H28	H29
総生産	461,748	443,539	471,598	475,265	470,561
第一次産業	5,138	4,062	4,547	5,185	5,290
第二次産業	108,674	84,855	103,153	107,400	100,221
第三次産業	345,352	351,604	361,190	360,908	362,646
(控除) 帰属利子等	2,584	3,017	2,706	1,771	2,404

表2: 会津若松市の産業別総生産の推移 ※出展: 福島県市町村民所得推計

平成 29 年度の市町村民所得は 3,374 億円となり、前年度と比べ 0.9% の減少となりました。一人当たり市町村民所得は、276 万 8 千円と前年度と比べ 0.1% 減少し、県平均を下回っています。



グラフ3: 会津若松市民所得の推移 ※出展: 福島県市町村民所得推計

	H25	H26	H27	H28	H29
会津若松市民所得 (百万円)	328,913	328,006	336,868	340,412	337,453
一人あたり所得 (千円)	2,661	2,673	2,715	2,770	2,768

表3: 会津若松市民所得の推移 ※出展: 福島県市町村民所得推計

3 ごみ処理の実態

(1) ごみ処理行政の変遷

本市におけるごみ収集は、昭和13年10月に、各家庭のごみ箱から不定期に収集する方法で始まりました。当時はごみ収集車に鐘やオルゴールを付け、収集に来たことを市民に知らせていました。

その後、高度経済成長に伴う公害問題の解決が全国的な課題となり昭和45年、「廃棄物処理法」が制定されごみの処理について、生活系ごみは市が、事業系ごみは排出者である事業者がそれぞれ責任を持って処理することとなりました。

それを受け本市では、昭和46年4月に各家庭用のポリバケツ方式、コンクリート製ごみ箱方式を廃止し、ごみステーション方式による全市一斉の可燃ごみと不燃ごみを分別した袋詰め定日収集を開始しました

平成に入ると、ごみ問題は公害問題から、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルが地球環境へ大きな負荷を与える、という世界規模の問題へと変化していきます。世界中で省資源化やリサイクルによる「資源循環型」の経済モデルへの転換が叫ばれ、日本では平成3年に『再生資源の利用の促進に関する法律（現：資源の有効な利用の促進に関する法律）』が、平成9年に『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）』が施行されます。

この情勢に対応するかたちで、本市では平成9年8月から「ペットボトル」や「かん類」「びん類」等の分別収集を開始、平成18年10月に「プラスチック製容器包装」を収集品目に追加し、令和2年現在、7種14分別によりごみ・資源物の分別収集を行っています。

また、ごみの収集運搬については、昭和45年から一部民間委託を開始し、平成9年に「燃やせるごみ」を全面委託、平成13年に「燃やせないごみ」「資源物」を全面委託しました。



画像：市広報映画『ゴミのない街づくり』（昭和39年製作）より抜粋

(2) 一般廃棄物処理施設


本市は、単独での一般廃棄物処理施設を設置していません。

ごみの焼却や資源化（中間処理）、埋め立て処分（最終処分）は、本市を含めた10市町村で構成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が運営する一般廃棄物処理施設で行われています。


なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設は以下のとおりです。


① 中間処理施設

<p>ごみ焼却施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	炉型式	全連続燃焼式機械炉
	処理能力	225 t / 24 時間 (75t / 24 時間 × 3 炉)
	総事業費	4,287,937 千円
	工場棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上6階、地下1階
	煙突	外筒＝鉄筋コンクリート造 内筒＝鋼板製(3本)・地上高59m
	建設年	昭和63年12月


<p>不燃ごみ破碎処理施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理方法	圧縮・せん断・衝撃破碎方式
	処理能力	50 t / 5 時間 (10t / 時間)
	総事業費	253,245 千円
	破碎棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上2階
	搬出・選別棟	鉄骨造 地上2階
	建設年	昭和53年3月

② 中間処理施設（資源化施設）

<p>リサイクルセンター</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内	
	処理能力	2 t / 5 時間 (ペットボトル減容機)	
	保管可能量	ガラスびん(無色)	43m ³
		ガラスびん(茶色)	43m ³
		ガラスびん(その他)	43m ³
		ペットボトル	71m ³
総事業費	114,994 千円		
建屋構造	鉄骨造 平屋建		
建設年	平成10年1月		

<p>ストックヤード</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理能力	13.6t/5時間×1基（減容機）
	保管可能量	受入ヤード 906m ³ 成品ヤード 136m ³
	総事業費	173,889千円
	建屋構造	鉄骨造 平屋建
	建設年	平成17年3月

③最終処分施設

<p>沼平第二最終処分場</p> 	所在地	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平地内
	埋立容量	151,480m ³
	埋立面積	14,870m ²
	総事業費	2,073,749千円
	しゃ水構造	二重しゃ水シート シートの電氣的漏水検知装置
	透水管	107m (300mm) ・ 73m (600mm)
	水処理能力	40m ³ /日
	建設年	平成14年3月

(3) ごみ処理フロー

①生活系ごみの分別区分と出し方

分別区分		収集容器	規格・寸法等	備考
燃やせるごみ		透明または半透明の袋(指定無し)	・45ℓまで ・剪定枝は1本の長さ60cm、太さ10cm以内	同様のレジ袋も可
燃やせないごみ		同上	・45ℓまで ・袋に入らないものはそのまま出す	同上
かん類	スチールかん	網かご	800mm × 800mm × 800mm	
	アルミかん	同上	同上	
びん類	無色ガラスびん	プラスチック製コンテナ	500mm × 350mm × 300mm	
	茶色ガラスびん	同上	同上	
	その他ガラスびん	同上	同上	
プラスチック類	ペットボトル	網かご	900mm × 900mm × 900mm	
	プラスチック製容器包装			
古紙類	新聞紙	なし	なし	ひもでしばって出す
	雑誌・雑がみ	なし	なし	①ひもでしばって出す ②紙袋に入れて出す
	ダンボール	なし	なし	ひもでしばって出す
	紙パック	なし	なし	同上
粗大ごみ・リサイクル品		なし	・1人で運べない 大きさ、重さ ・2m以内	・申し込み制 ・1回につき3点まで

②生活系ごみの収集体制

ア ごみ・資源物ステーション

本市では、効率的なごみ収集を行なうため、ステーション方式を採用しています。

ごみステーションは20～30世帯につき1ヶ所、資源物ステーションは50世帯につき1ヶ所を目安に各町内会が場所を選定し、市の承認を受けて利用しています。

現在市内のごみ・資源物ステーションの数は約4,000ヶ所となっています。

ごみステーションの清掃や維持管理は、設置した町内会等、住民が行います。

なお、ごみ・資源物ステーションの整備にかかる経費については、補助を行っています。

イ 収集体制

本市ではごみ・資源物ステーションからの収集運搬は民間委託、「粗大ごみ」は直営で実施しています。

収集頻度や車両台数は以下のとおりです。

分別の種類	実施方法	収集車両	車両台数	収集頻度
燃やせるごみ	民間委託	パッカー車	23	毎週2回
燃やせないごみ		ダンプ	9	毎月2～3回
びん類		トラック	9	毎月2回
かん類			5	毎月2～3回
古紙類			9	毎月2～4回
ペットボトル		パッカー車	5	毎月2～3回
プラスチック製容器包装		パッカー車	7	毎週1回
粗大ごみ	直営	トラック	3	毎週1回

③その他のごみの処理体制

ア 一時多量ごみ

引越しや大掃除等でごみステーションに出し切れない量のごみが一度に発生した場合は、排出者の責任において、本人が直接、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するか、のいずれかの方法で処理しています。

イ 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）

「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。

ウ メーカーの自主回収・リサイクルが行なわれている物

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、ボタン型電池、インクカートリッジ等、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号）」に基づきメーカーが自主回収制度によりリサイクルしている製品は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。


エ 適正処理困難物

一般廃棄物処理施設では処理できない、いわゆる「処理困難物」については、ベッドやソファのスプリング、物干し台等の日常生活で使用する物については市の責任で、コンクリートブロックやレンガ、外壁材等の建築資材、農薬等の薬品、バッテリーやボイラー等の機械器具類等は小売店又は排出者の責任において、それぞれ民間の処理業者に委託して処理しています。

オ 小動物の死体

道路上等で死亡した犬、ねこ等及び、家庭で飼っていた犬やねこの死体について、回収し、専用の焼却炉で焼却処理を行っています。

なお、ペットについては、処理1体につき 1,040 円、収集1回につき 1,040 円の手数料を徴収しています。※処理手数料の改正（R元.10.1～）

	導入年月	昭和 63 年 10 月
	焼却能力	50kg/時間
	容量	W650mm × L1,300mm × H550mm
	電力	自動車エンジン直結型発電機又は家庭用 100V 電源を使用
	概要	犬、ねこ等の死体焼却を目的とし、2t 車に搭載した移動式の焼却炉である

カ 川ざらい土砂

地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂は、専用の「土砂ピット」に一時保管し、水分を除去後にごみ類を取り除く「ふるい分け」を行い、一般廃棄物として、会津若松地方広域市町村圏整備組合の最終処分場へ埋立て処理しています。

④事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制

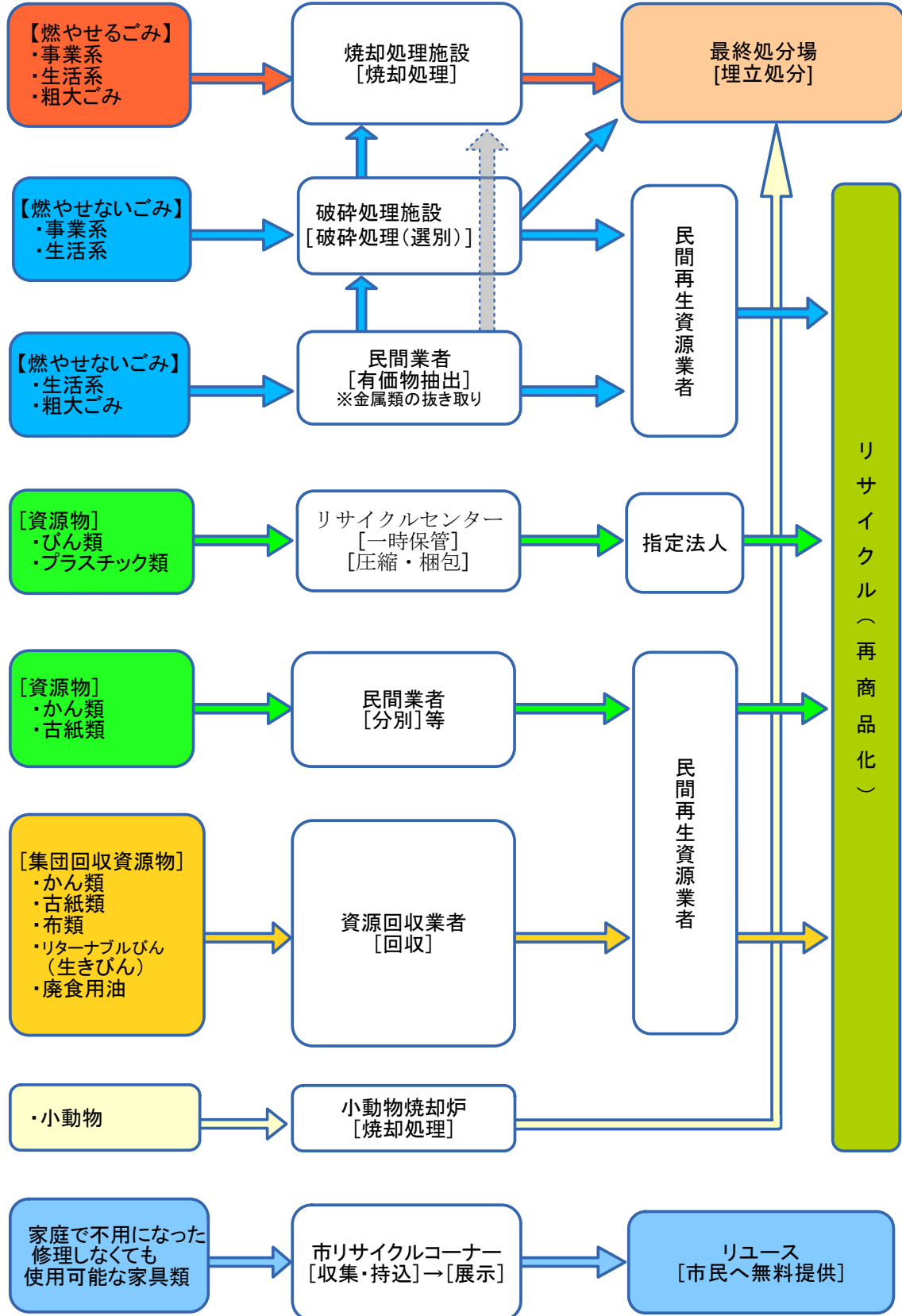
「廃棄物処理法」に基づき、事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者の責任において適正に処理する必要があります。

本市では、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するかいずれかの方法で処理しています。

ごみ手数料 （一般廃棄物）	燃やせるもの 10kg につき 80 円	環境センター条例 ※平成 26 年 7 月施行
	燃やせないもの 10kg につき 170 円	

⑤ごみ（一般廃棄物）の流れ

収集したごみや資源物は、次のように適正処理をしています。



(4) ごみの排出量

①一般廃棄物の年間総排出量

ア 人口と一般廃棄物の排出量

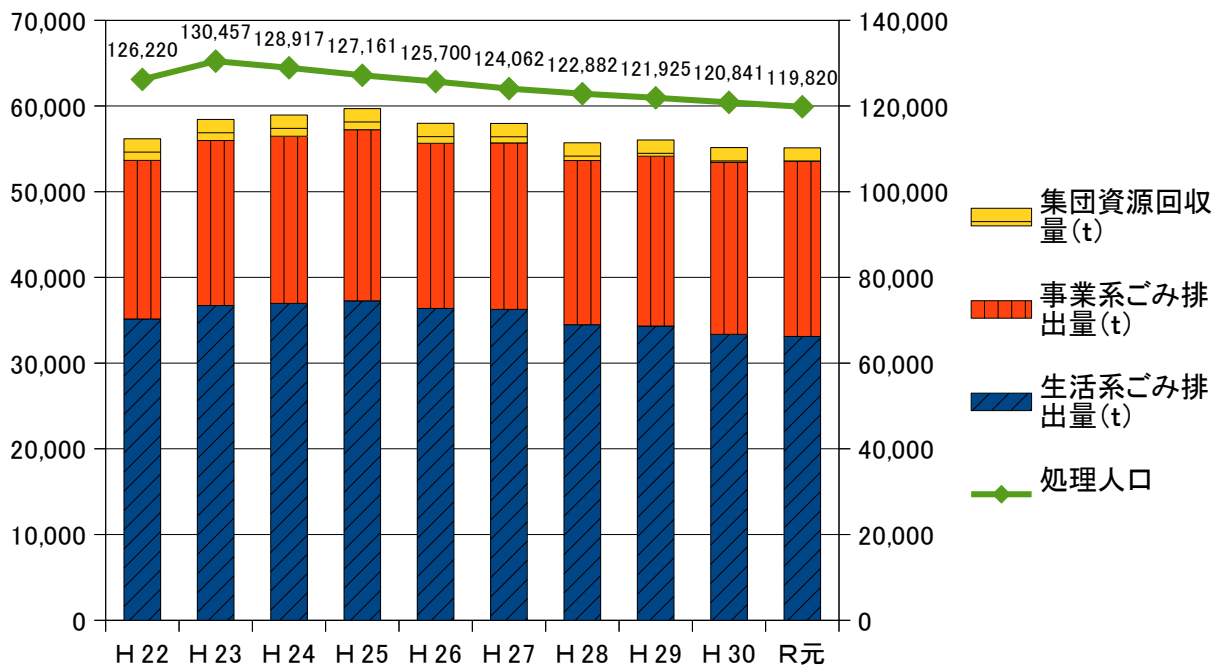
行政区域内の人口は、平成22年度から令和元年度の10年間で、約5%減少しています。

一般廃棄物の総排出量は、平成25年度をピークに減少しましたが、平成27年以降は横ばいに推移しています。

このうち、生活系ごみの排出量は、減少傾向にあります。事業系ごみの排出量は、概ね増加傾向にあります。

令和元年度における一般廃棄物の総排出量は55,113tとなり、内訳は、生活系ごみが33,124t、事業系ごみが20,446t、集団資源回収量が1,543tとなっています。

◆ グラフ・表 3-1 人口と一般廃棄物の排出量



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
処理人口 (人)	126,220	130,457	128,917	127,161	125,700	124,062	122,882	121,925	120,841	119,820
生活系ごみ排出量 (t)	35,150	36,733	36,976	37,268	36,383	36,282	34,477	34,328	33,361	33,124
事業系ごみ排出量 (t)	18,505	19,248	19,500	19,975	19,262	19,418	19,165	19,812	20,089	20,446
集団資源回収量 (t)	2,517	2,453	2,464	2,457	2,339	2,265	2,071	1,898	1,705	1,543

※この表の処理人口は現住人口（10月1日現在）を使用しています。

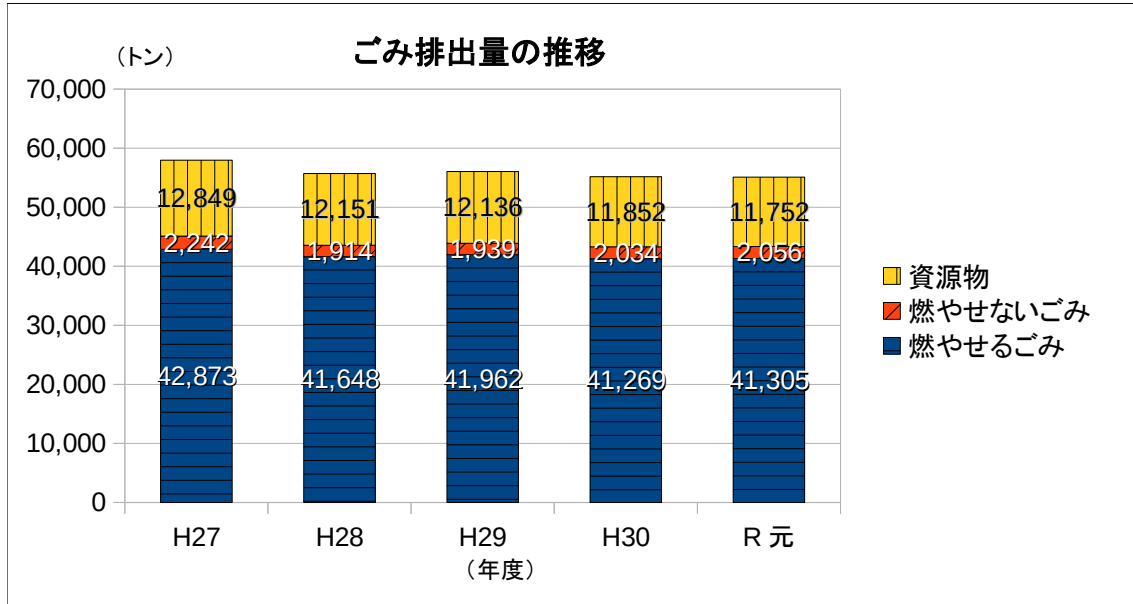
※平成23年度から平成26年度までは本市への東日本大震災の避難者数も含まれます。

イ 種類別のごみ排出量

「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成27年度以降は横ばいに推移しています。「資源物」は、概ね減少傾向にあります。

令和元年度におけるごみの排出量は55,113tとなり、内訳は、「燃やせるごみ」が41,305t、「燃やせないごみ」が2,056t、「資源物」が11,752tとなっています。

◆ グラフ・表 3-2 種類別ごみ排出量



単位：t

区分	H27	H28	H29	H30	R元
燃やせるごみ (t)	42,873	41,648	41,962	41,269	41,305
燃やせないごみ (t)	2,242	1,914	1,939	2,034	2,056
資源物 (t)	12,849	12,151	12,136	11,852	11,752
合計	57,964	55,713	56,037	55,155	55,113

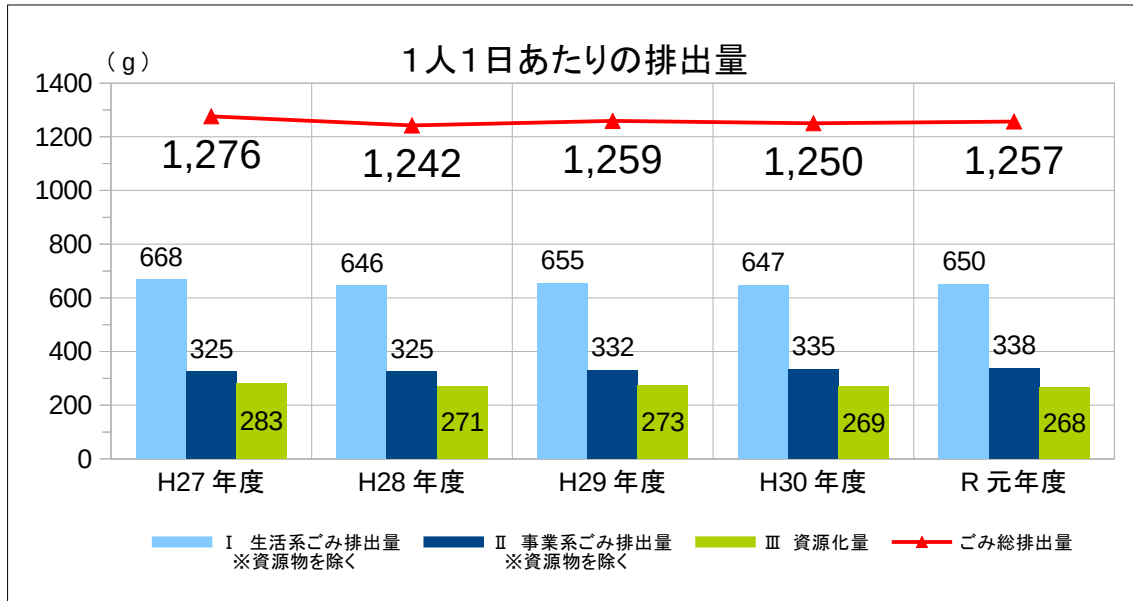
② 1人1日あたりの排出量

ごみの総排出量は、平成27年度以降は横ばいに推移しています。令和元年度の1人1日あたりのごみの総排出量は1,257gとなり、目標まであと287gの減量が必要となります。

このうち、生活系ごみの排出量は、微増微減を繰り返している状況にあり、事業系ごみの排出量は、概ね増加傾向にあります。

また、総リサイクル量は減少傾向にあります。令和元年度の総リサイクル量は11,752tとなり、目標まで1,248tの増量が必要となります。

◆ グラフ・表3-3 1人1日あたりの排出量



(単位：g)

区分	H27	H28	H29	H30	R元	計画目標	目標まであと	
1人1日あたりの排出量 (ごみ総排出量)	1,276	1,242	1,259	1,250	1,257	970	287	
内訳	生活系ごみ排出量 ※資源物を除く	668	646	655	647	650	480	170
	事業系ごみ排出量 ※資源物を除く	325	325	332	335	338	200	138
	資源化量 (総リサイクル量/t)	283 (12,849)	271 (12,151)	273 (12,136)	269 (11,852)	268 (11,752)	— (13,000)	— (1,248)

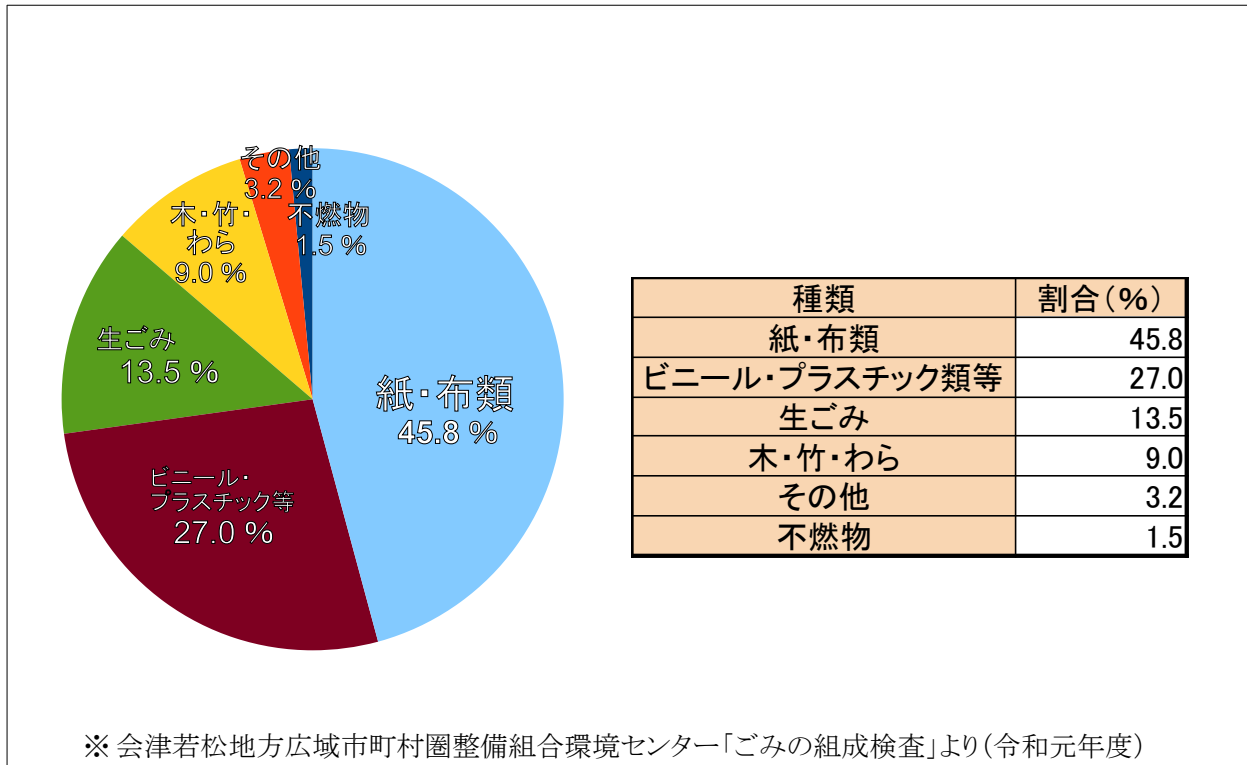
※1人1日あたりの排出量＝ごみ排出量÷総人口÷年間日数として、上記の種別毎に算出している。端数調整はしていない。

③ごみの組成からの評価

排出されるごみのうち、「燃やせるごみ」が約75%を占めています（P15 グラフ・表3-2参照）。

「燃やせるごみ」の中身を分析すると、「紙、布類」が45.8%、次いで「ビニール・プラスチック類等」が27.0%、「生ごみ」が13.5%となっています。ごみの分別が進むとこの順位は、生ごみが上位となる傾向が見られますが、本市では、紙、布類やビニール・プラスチック類など資源化ができるごみが「燃やせるごみ」に多く含まれており、リサイクルが十分に進んでいない傾向が見られます。

◆ グラフ・表 3-4 令和元年度 ごみの組成検査結果

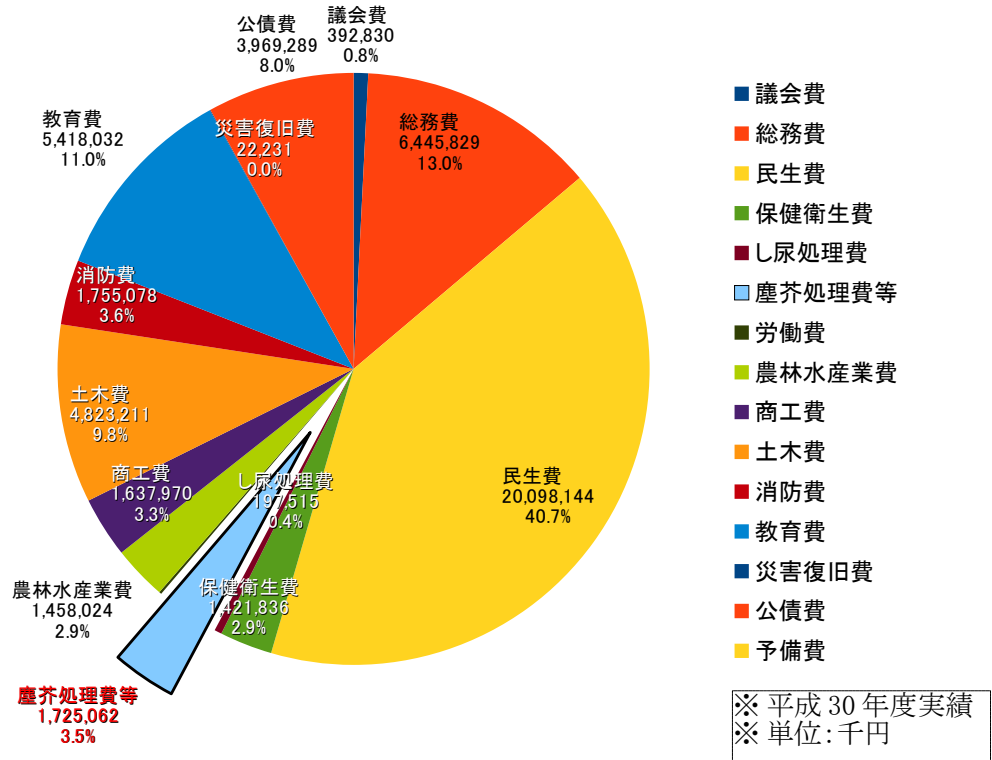


(5) ごみ処理経費

本市のごみの収集から焼却や資源化、埋立て処理といったごみ処理の全体にかかる経費は約17億円で、市の歳出（約494億円）の約3.5%程度で推移しています。

今後、長期的には人口減少等により、市の歳入財源が減少し、現状と同じ収集体制とした場合は、相対的にごみ処理経費が高くなることも予想されます。

◆ グラフ・表 3-5 市の財政に占める塵芥処理費等(ごみ処理経費)の割合



項目	H30		
	金額	構成比	
議会費	392,830	0.8%	
総務費	6,445,829	13.0%	
民生費	20,098,144	40.7%	
衛生費	保健衛生費	1,421,836	2.9%
	し尿処理費	197,515	0.4%
	塵芥処理費等	1,725,062	3.5%
労働費	64,092	0.1%	
農林水産業費	1,458,024	2.9%	
商工費	1,637,970	3.3%	
土木費	4,823,211	9.8%	
消防費	1,755,078	3.6%	
教育費	5,418,032	11.0%	
災害復旧費	22,231	0.0%	
公債費	3,969,289	8.0%	
予備費	0	0.0%	
合計	49,429,143	100.0%	

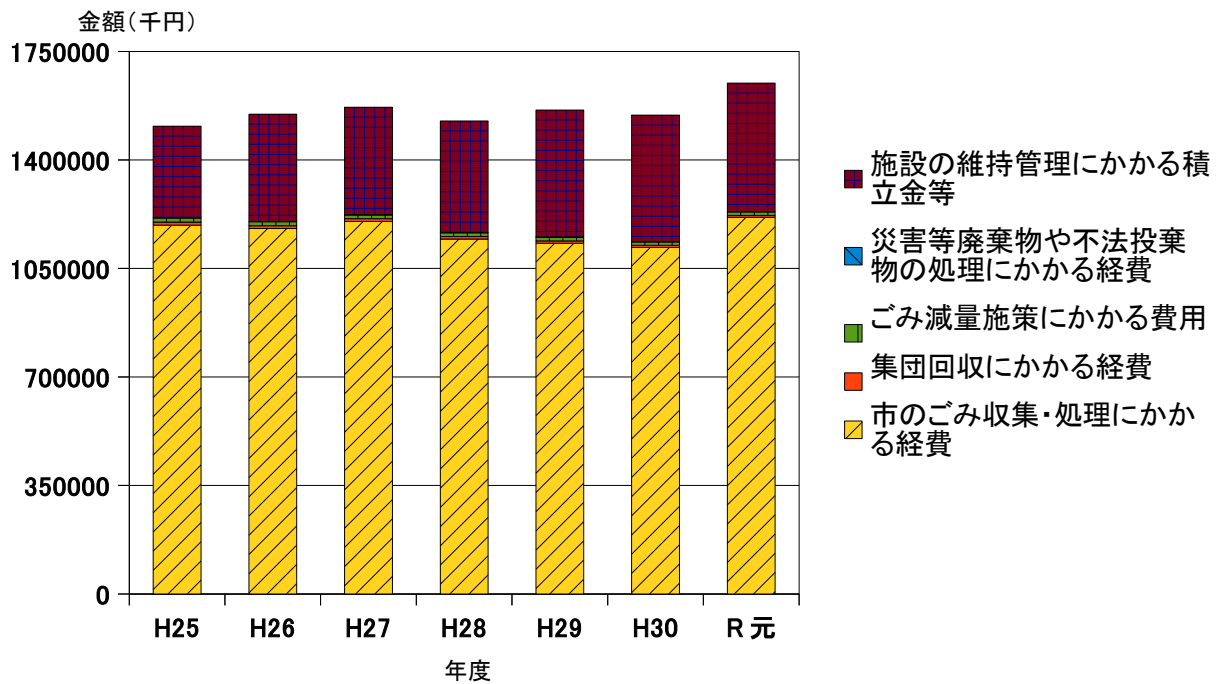
◆ グラフ・表 3-6 ごみ処理経費の推移

本市では、環境省が定めた『一般廃棄物会計基準』という、企業会計の考え方を採り入れた経費の計算方法を用いて、ごみ処理にかかるコストを分析しています。

過去7年間のごみ処理経費の推移は以下のとおりです。

※平成24年度は、東日本大震災によって発生した災害等廃棄物（土壁、コンクリートブロック等）の処理にかかった経費が含まれます。

ごみ処理経費の推移



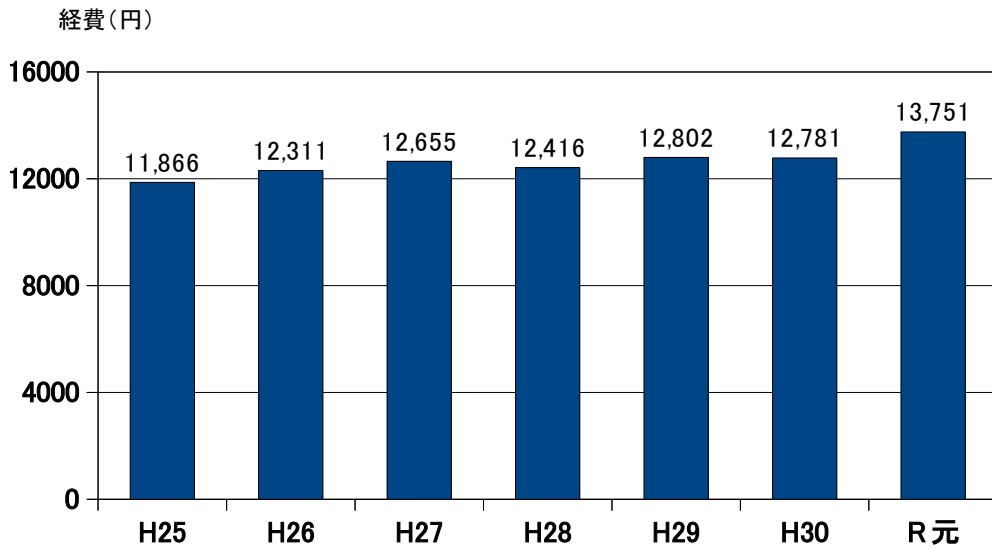
(単位:千円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
市のごみ収集・処理にかかる経費	1,189,539	1,178,634	1,201,390	1,144,479	1,131,159	1,117,641	1,214,747
集団回収にかかる経費	9,968	9,477	9,186	8,382	7,615	7,060	6,233
ごみ減量施策にかかる費用	13,710	12,578	12,228	12,084	11,990	11,060	11,629
災害等廃棄物や不法投棄物の処理にかかる経費	676	879	567	768	820	734	853
施設の維持管理にかかる積立金等	295,030	345,976	346,625	359,981	409,355	407,954	414,192
合計	1,508,923	1,547,544	1,569,996	1,525,694	1,560,939	1,544,449	1,647,654

◆ グラフ・表 3-7 1人あたりのごみ処理経費の推移

本市では、ごみ処理経費のほとんどを市民の税負担のみで賄っています。

1人あたりのごみ処理経費は年間約12,500円程度で推移していますが、今後の人口減少に伴うごみ処理経費に充てる財源の縮小によって、1人あたりの負担額が増加していく可能性があります。



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
処理人口(人)	127,161	125,700	124,062	122,882	121,925	120,841	119,820
1人あたりの年間ごみ処理経費(円/人)	11,866	12,311	12,655	12,416	12,802	12,781	13,751

4 前期計画の評価と課題

(1) ごみ減量化の評価と課題

【現状】

区分	目標値	現状(R元)	目標値との差
ごみ総排出量	970 g	1,257 g	287 g
生活系ごみ排出量	480 g	650 g	170 g
事業系ごみ排出量	200 g	338 g	138 g
総リサイクル量	13,000 t	11,752 t	1,248 t

【評価】

- 前期計画の実績値（平成28年度～令和元年度）では、1人1日あたりのごみ総排出量は、ほぼ横ばいに推移し、目標達成はできませんでした。
- ごみの総排出量は、平成27年度以降は横ばいに推移しています。このうち、生活系ごみの排出量は、微増微減を繰り返している状況にあり、事業系ごみの排出量は、概ね増加傾向にあります。
- 「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」は、平成27年度以降は横ばいに推移しています。「資源物」は、概ね減少傾向にあります。

【課題】

- 7種14分別の実施により、ごみ・資源物の分別収集を行っていますが、1人1日あたりの排出量（ごみ総排出量）については、依然として全国平均を上回っています。
- 排出されるごみのうち、「燃やせるごみ」が約75%を占めています。令和元年度の「燃やせるごみ」の中身を分析すると、「紙、布類」が45.8%、次いで「ビニール・プラスチック類」が27.0%、「生ごみ」が13.5%となっています。ごみの分別が進むとこの順位は、生ごみが上位となる傾向が見られますが、本市では、紙、布類やビニール・プラスチック類など資源化ができるごみが「燃やせるごみ」に多く含まれており、リサイクルが十分に進んでいない傾向にあります。
- 令和2年5月に実施した「燃やせるごみ」の中身を分析すると、「紙、布類」が41.2%でした。

さらに紙、布類を細かく分別した組成の内容は次のとおりです。

◆ 表4-1 細分化した組成の内容

単位:wt%

		組成の内容	計	割合(%)
ごみの種類	紙・布類	飲料容器	1.5	3.6
		段ボール	3.4	8.3
		新聞・広告	2.0	4.9
		雑誌・コピー用紙・包装紙	6.5	15.8
		空き箱	9.9	24.0
		ティッシュ・キッチンペーパー	6.8	16.5
		その他の紙	2.9	7.0
		衣類	4.0	9.7
		その他の布	1.5	3.6
		紙おむつ	2.7	6.6
			41.2	

【今後の方針】

- 2R（リデュースとリユース）に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで、3R運動の更なる推進を図ります。
- 各組成の内容を分析し、燃やせるごみの半分近くを占める「紙、布類」から、施策に反映させる必要があります。

5 計画の基本方針と目標

(1) 基本理念

前期計画から国の方針に大きな変更がないため、基本理念の変更は行わないものとします。また、後期計画では、「4 前期計画の評価と課題」を踏まえ、その対策として重点事項を定め、各種の施策に取り組みます。

基本理念

近年、「人・モノ・カネ・情報」のやり取りは、市場経済の拡大や、情報通信技術の進展などにより政治・経済・文化など様々な面において、これまでの国家の垣根を超えて地球規模でのやり取りが行われるようになりました。私たちはこのような社会に生きる以上、他国の資源やそこで働き、生活する人々と無関係ではられません。生活のあらゆる場面において「グローバルに考えローカルに行動する」ことが求められています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。ごみを減らすということは、とりもなおさず、地球の資源・エネルギーをできるだけ大切にしていこうという取り組みです。

国際社会では、全ての人々の利益を尊重した公平かつ持続可能な経済発展が行えるよう、資源循環型の社会経済システムの構築に向け取り組んでいます。

本市においても、将来を見据えながら、「もの」に感謝し、「もの」を大切にする日本人の心を端的に表す「もったいない」精神に基づき、私たち一人ひとりが生活様式を見直すことにより、真に持続可能な社会づくりを目指していきます。

(2) 計画の基本方針

本市は、ごみ減量化に向け、以下の基本方針を定め取り組みを推進していきます。

① 2 Rの推進

ごみ減量化・リサイクルの推進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会＝「資源循環型社会」を実現するためには、ごみの発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再資源化（リサイクル・Recycle）の取り組みを、この順番で行なう、いわゆる「3 R運動」が効果的であるとされます。

本市においては、国・県と共に、まずはリサイクルに力をいれ、市民の分別意識の定着と適正なリサイクルルートの構築に取り組んだ結果、リサイクルは「当たり前」の行為として定着しつつあります。

本計画からは、グリーンな市場経済システムを形成することを目標とし、リサイクルから一歩進み、リデュース・リユースの2 Rに力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで3 R運動の更なる強化を目指します。

② 分別の徹底によるリサイクルの推進

リサイクルは、資源の有効活用という効果に加え、ごみの最終処分量（埋立て量）の減量化の効果があり、埋立地の延命化や新たな建設の際の小規模化といった経済負担の軽減と自然環境の保全につながる重要な施策です。

本計画では、後者の最終処分量に着目し、リサイクル意識の定着から、リサイクルルートの拡大、効率化による経済負担の軽減といった、適正かつ効率的なリサイクルの取り組みを推進します。

③ 市民・事業者との対話による相互理解の推進

2 Rの取り組み拡大には、持続可能でない生産及び消費の様式を減らし、取り除き、環境に配慮した市場経済システムを形成することが重要となります。この実現のためには、消費者である私たち一人ひとりが、関心を持ち日々の生活の中で実践することが必要です。

そのために、市民・事業者・市の対話の機会を増やし、ごみ減量化に向けた各取り組み主体の相互理解を深めていきます。

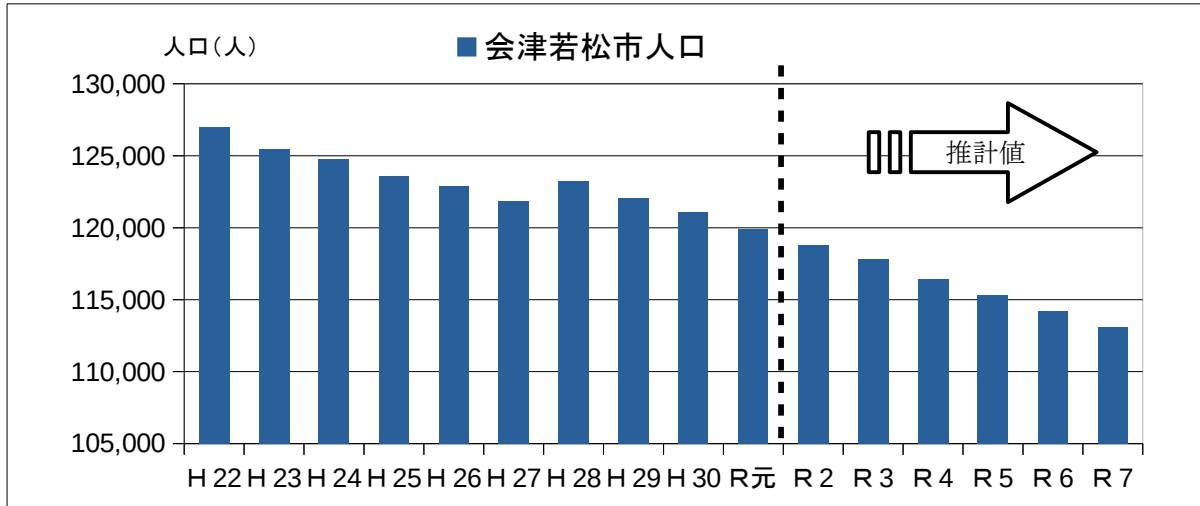
(3) 計画の目標

目標年度を前期は令和2年度、後期は令和7年度と設定します。

①人口の将来予測

本市は、行政区域内全域を計画収集していることから、行政区域内人口を計画収集人口とします。なお、推計値は生活排水処理基本計画を策定する上下水道局の推計値（平成29年度までの実績による推計）をもとに算出しています。

◆ グラフ・表 5-1 推計(将来)人口



西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
年号	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
現住人口	119,876人						
推計人口		118,778人	117,794人	116,455人	115,338人	114,221人	113,104人
人口変動率	100.00%	99.08%	98.26%	97.15%	96.21%	95.28%	94.35%

推計人口: 会津若松市と総務省の4月1日推計を比較し、下水道施設課の住基推計を補正

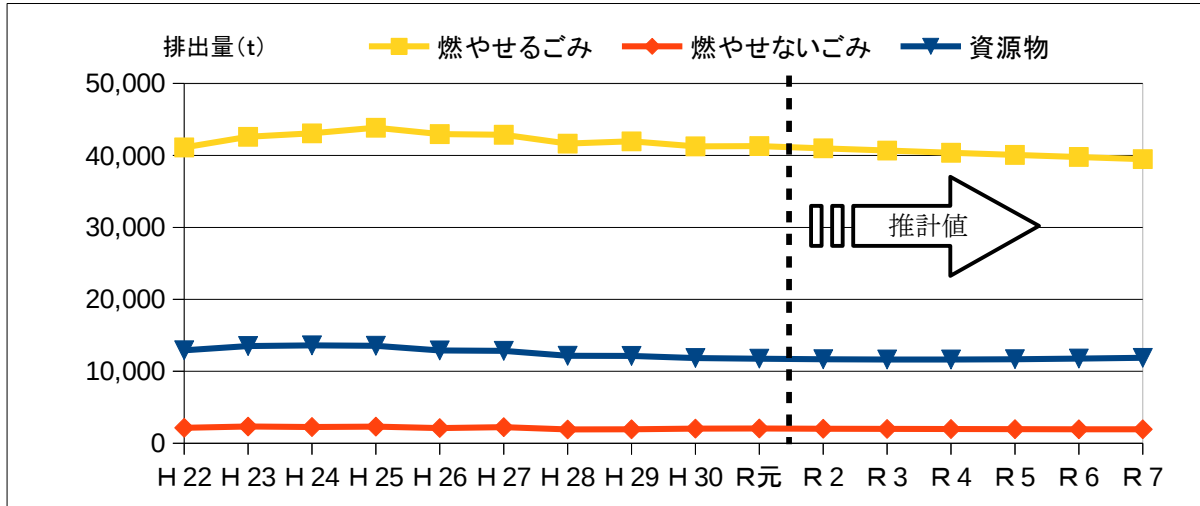
人口変動率: 現住人口(令和元年4月1日現在)を100として算出した

※ このグラフ・表の現住人口及び推計人口は4月1日で表しています。

②ごみ発生量の見込み

ごみ排出量の動向を過去5年間のデータをもとに、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合の一般廃棄物の排出量の推計は以下のとおりです。

◆ グラフ・表 5-2 ごみの発生量(実績値と推計値)



	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	実績値					推計値					
燃やせるごみ	42,873	41,648	41,962	41,269	41,305	40,991	40,683	40,379	40,080	39,784	39,495
燃やせないごみ	2,242	1,914	1,939	2,034	2,056	2,020	1,995	1,976	1,962	1,952	1,943
資源物	12,849	12,151	12,136	11,852	11,752	11,676	11,642	11,645	11,686	11,763	11,876
総排出量	57,964	55,713	56,037	55,155	55,113	54,687	54,320	54,000	53,728	53,499	53,314

③計画の目標値

～ ごみを減らそう！プロジェクト 970 ～

ごみ減量化を実現するため、本計画では、平成 22 年度を基準年とし、そこから、生活系ごみについては約 20%、事業系ごみについては約 30%の減量化を目指すこととし、以下の数値目標を設定します。

この目標値は国、県の目標値には及ばない数値となっておりますが、まずは、本計画目標の達成を目指し、次いで県内平均、最終的に国内平均を下回ることを目指していきます。

また、達成度の評価については、ごみの総排出量に関する目標を中心に評価することとします。

種別	指標	平成 22 年度 実績	目標値	計算方法
ごみの総排出量に関する目標	1 人 1 日あたりのごみ排出量	1,222 g	970 g	ごみ排出量(燃やせるごみ+燃やせないごみ+資源物量(集団回収含む))/人口/日
ごみの資源化・最終処分量の削減に関する目標	1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量 (資源物をのぞく。)	640 g	480 g	計算式:生活系ごみ排出量のうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の総量/人口/日
	1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量 (資源物をのぞく。)	299 g	200 g	計算式:事業系ごみ排出量のうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の総量/人口/日
	総リサイクル量	13,038 t	13,000 t以上	生活系資源物量+事業系資源物量
削減効果(見込み)	ごみ処理経費		約 8,000 万円	一台あたりの収集経費×削減見込み台数
	最終処分量		約 2,000 トン ※削減率 30%(R 元年度比)	R 元年度最終処分量-減量化達成後の最終処分見込み量
	温室効果ガス		約 3,400 トン	二酸化炭素削減量+メタン削減量+一酸化二窒素削減量

【目標値設定の考え方】

- 1 人口変動の影響を最小限とするため、1人1日あたりの量を基準とした。
- 2 平成23年度～平成25年度までは、東日本大震災等の影響によりごみが一時的に増加したため基準とはせず、平成22年度のごみ排出量を基準に減量化目標を求めた。
- 3 減量化目標は、各ごみの種類ごとに分別可能量、減量化可能量を計算し、実現可能な目標を設定した。(計算式:平成22年度実績×減量化可能量×取組率)

※詳細は「【資料4】基本計画の目標値の設定」を参照

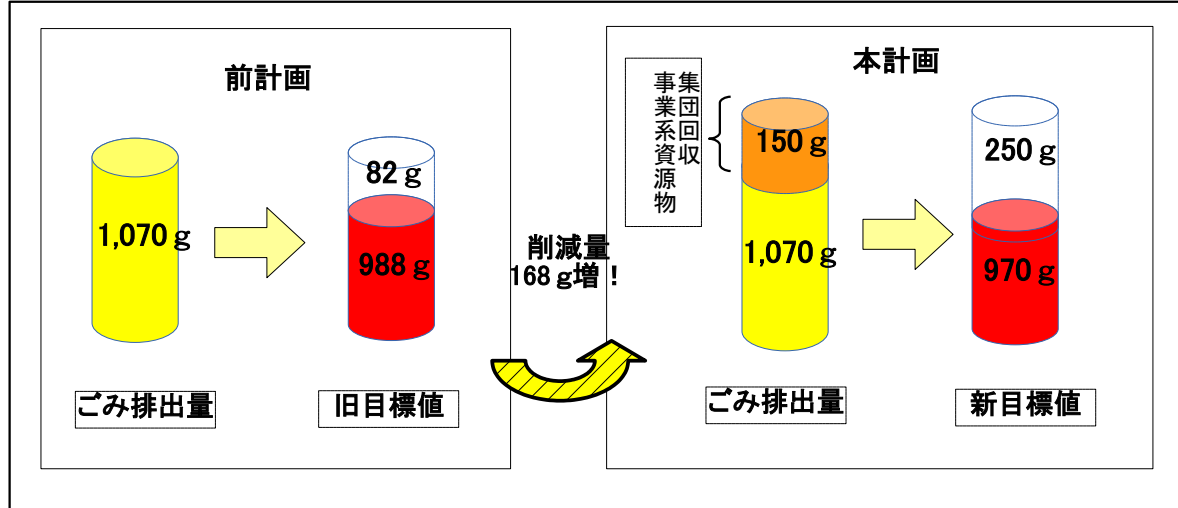
≪参考≫ 目標値の改定にともなう統計指標の見直しについて

目標値の設定にあたって、前計画では排出量として含めていなかった「**集団回収資源物**」と「**事業系資源物**」をごみ排出量に加えしました。

変更の理由

- ① 集団回収資源物については、国の指針に従い、ごみ排出量に加算し全国自治体との比較ができるようにする。
- ② 事業系資源物については、前計画までのリサイクルの取り組み普及により、事業系ごみのリサイクル(特に、古紙類・生ごみ)が進み、資源物の量がある程度正確に把握できるようになったことから、事業者のリサイクルの状況を確認する指標として、事業系古紙類、生ごみを統計に加算する。

◆ 目標値の変更イメージ (数値は基準年:H22)



6 ごみ減量化施策

各主体が取り組むべき重点的な施策は次のとおりです。

前期計画に加えて、後期計画で取り組む重点施策を示します。

(1) 市民が取り組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 生ごみ減量化の促進

食材の「使いきり」「食べきり」「水きり」の”3キリ運動”や生ごみ処理機の利用による堆肥化等を通じ、家庭の生ごみの減量化に取り組めます。

★ 容器包装廃棄物削減の促進

レジ袋や過剰包装を辞退して、容器包装廃棄物の削減に取り組めます。また、タンブラーでの飲料購入等、繰り返し使える容器での商品の購入に協力します。

★ グリーン購入の推進

エコマーク等を参考に、リサイクル製品や省資源化が進んだ、環境負荷の少ない製品の購入に取り組めます。また、そうした製品の製造・販売に積極的に取り組む企業を商品選択を通じて支えます。



●リユースの推進

★ リユース品の利用

リサイクルショップや市のリサイクルコーナー等を利用しリユース品の活用に努めます。また、友人や親戚等と衣類や家具の交換といった身近なリユースに取り組めます。

★ 一時多量ごみのリユースの促進

大掃除や引越し等、ごみがたくさん出る際には、リサイクルショップや市のリサイクルコーナーを活用し、衣類、家具類等、リユース品の提供に取り組めます。

★ 市民団体・事業者・市のリユース品活用の取組みへの参加・協力

市内で開催されるリユース品の活用につながるイベントや事業に積極的に参加・協力します。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ 「雑がみ」の分別徹底

お菓子の箱やティッシュの箱、封筒、メモ用紙といった「雑がみ」の分別を徹底し「燃やせるごみ」の減量化に取り組みます。

★ 一時多量ごみのリサイクルの促進

大掃除や引越し等、ごみがたくさん出る際には、衣類や雑誌等、リサイクルできる資源物の分別に取り組みます。

★ 市民団体・事業者・市のリサイクルの取り組みへの参加・協力

町内会の集団回収や市内で開催されるリサイクルにつながるイベントや事業に積極的に参加・協力します。

【重点施策 1－①】 資源化品目の追加

生活系ごみ

★ 古布類の追加

家庭から燃やせるごみとして排出される「古布類」を資源化品目に指定し、分別収集を開始します。

【重点施策 2－②】 市民・行政との連携、協働の取組の推進

★ 雑がみなど資源物の分別徹底

燃やせるごみには多くの資源物が混入していることから、雑がみ回収袋を配布するなど市民が分別しやすい環境を整備するとともに、プラスチック製容器包装や生ごみなどの分別・減量を促します。

③ 相互理解の推進

★ 環境・ごみ問題に関する情報の積極的な取得

インターネットや書籍、市が発信する情報等を通じて、環境・ごみ問題への関心を深めます。

★ 市民団体・事業者・市の環境イベントへの参加・協力

環境イベントに積極的に参加・協力し、環境・ごみ問題の解決につながる取り組みを支援します。

★ まちの美化活動への参加・協力

ポイ捨てや犬ふんの放置をしないよう心がけると共に、市や地区の一斉清掃活動への参加、日頃の家のまわりの清掃等、環境美化の活動に取り組みます。

【重点施策 2－①】 市民・行政との連携、協働の取組の推進

★ ごみ減量等推進員の創設

町内会でごみの分別・減量化に取り組む核となるごみ減量等推進員制度を創設し、市民との協働の取組を推進します。

(2) 事業者が取組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 食品ロスの削減

飲食店・食品販売事業者において、食材の使いきりや流通・販売方法の見直し、ドギーバックの活用など食品ロスの削減に努めます。また、店舗や宿泊施設などで発生する加工時の生ごみやお客様の食べ残しなどの分別を徹底し、堆肥化など生ごみのリサイクルに取り組みます。

★ 環境負荷の少ない商品の製造・販売の促進

拡大生産者責任の下、製造業者においては、製造過程での省資源化・ごみ減量化に取り組みます。また、ごみとなった後の処理を考え、リユース・リサイクルがしやすい商品の製造に努めます。

小売業者においては、在庫管理や商品の販売方法を工夫し、容器包装廃棄物やロスの削減等、ごみ・環境負荷の少ない流通・販売の実現に取り組みます。

★ グリーン購入の推進

備品や原材料等の購入において、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。



●リユースの推進

★ リユース品の利用促進

事務所等の備品等について、リユース品の利用に取り組みます。

★ リユースしやすい商品の製造・販売の促進

製造・販売事業者においては、拡大生産者責任の下、リユースしやすい商品の製造やリユース品の市場拡大に取り組みます。

★ 市民団体・事業者・市のリユース品活用の取組みへの参加・協力

市内で開催されるリユース品の活用につながるイベントや事業に企画・参加・協力し、市民(従業員・消費者)のリユース意識の向上に取り組みます。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ オフィス古紙のリサイクルの促進

書類、ダンボール等の「古紙類」の分別を徹底し「燃やせるごみ」の減量化に努めると共に、ペーパーレス化・コンテナの使用等により古紙類の減量化に取り組みます。

★ 店頭回収等、リサイクルルート拡大

店頭回収の実施や、複数の事業者が共同しての資源物のリサイクル等、資源物の自主回収ルートの拡大に取り組みます。

★ 市民団体・市のリサイクルの取り組みへの参加・協力

市内で開催されるリサイクルの推進につながるイベントや事業の企画・参加・協力し、市民（従業員・消費者）のリサイクル意識の向上に取り組みます。

【重点施策 1-②】 資源化品目の追加

事業系ごみ

★ シュレッダー古紙の追加

シュレッダー古紙を資源化品目に指定し、事業者にもリサイクルを促します。

③ 相互理解の推進

★ ごみ減量化・リサイクル推進に関する情報共有の促進

事業実施にあたっては、環境基本法や廃棄物処理法等、関係法令を遵守すると共に、環境・ごみ問題に関する情報の取得に取り組みます。

★ 市民団体・市等が実施する環境イベントへの参加・協力

環境イベント等に積極的に参加・協力し、環境・ごみ問題の解決につながる取り組みを支援します。

★ 市民団体・市等が実施する美化活動への参加・協力

市や地区の一斉清掃活動への参加、事業所のまわりの清掃等、地域の一員として、環境美化活動に取り組みます。



(3) 市が取組むこと

① 2Rの推進

●リデュースの推進

★ 事業所への啓発及び指導

市内の事業者に対し、リデュースに関する優良事例の情報提供の他、ごみ排出の適正な処理について、啓発や指導に取り組みます。

★ 庁舎ごみの減量化の推進

ペーパーレス化をはじめ、市自ら、庁舎ごみの減量化に取り組みます。

★ 会議・イベント等における使い捨て容器の削減

会議・イベントにおける飲料や食品の提供の際に、使い捨て容器の削減に取り組みます。

【重点施策4】事業系ごみの減量・資源化の啓発

★ 事業系ごみの適正排出

事業者への「拡大生産責任」の働きかけによる自主回収を促すほか「排出者責任」により適切な排出を求め、加えて古紙や食品残さなど資源物として認識してもらい減量化の取り組みを促します。

●リユースの推進

★ リユース文化の普及拡大

リサイクルコーナーの運営や市民への優良な民間事業者の紹介、リユース品を活用した寄付運動やリユースイベント開催の支援等に取り組み、リユース文化の普及や市場の活性化をはかります。

★ リユースに関する情報発信の強化

リユース品の活用に関する優良事例やリユース品活用の際の注意点等、市民・事業者へ積極的に情報提供を行い、市民・事業者のリユース意識の向上に取り組みます。

★ リユース品の利用促進

庁内での備品の譲り合い等、物品のリユースに取り組みます。



② リサイクルの推進（分別の徹底によるリサイクルの推進）

★ 多様なリサイクルルートの構築

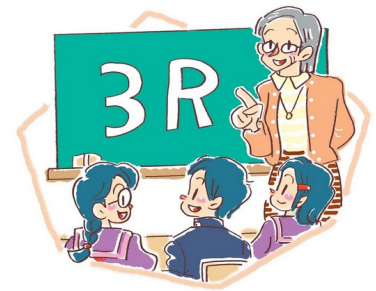
店頭回収や拠点回収、集団回収等、市民・事業者が資源物を出しやすい環境を整備し、更なるリサイクルの推進をはかります。

★ リサイクルに関する情報発信の強化

リサイクルされた資源の活用状況や事業者の優良事例等、リサイクルに関する情報を市民・事業者へ積極的に発信し、市民・事業者のリサイクル意識の向上に取り組みます。

★ 庁内古紙のリサイクルの促進

庁内の古紙類の分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。



③ 相互理解の推進

★ ごみ減量化・リサイクル推進に関する情報収集・発信力の強化

職員自ら、環境・ごみ問題に関する知見を深めると共に、情報や成果をウェブサイトや広報誌、チラシ等、多様な媒体を用いて発信していきます。

また、ごみの排出量や原価等の公開データは、可能な限りオープンデータとして公開していきます。

★ 市民・事業者との対話の場の創出

出前講座、座談会、ワークショップ等、市民・事業者が気軽に参加できる対話・意見交換の場をつくり、市民・事業者と共に市のごみ問題について考えていきます。

★ 市民団体・事業者等の協働体制の構築

市民団体、NPO・事業者等との連携・情報共有を深め、容器包装廃棄物の削減や商品の製造・販売方法の改善等、市民・事業者・市が一体となってごみ減量化に取り組む体制の構築を目指します。

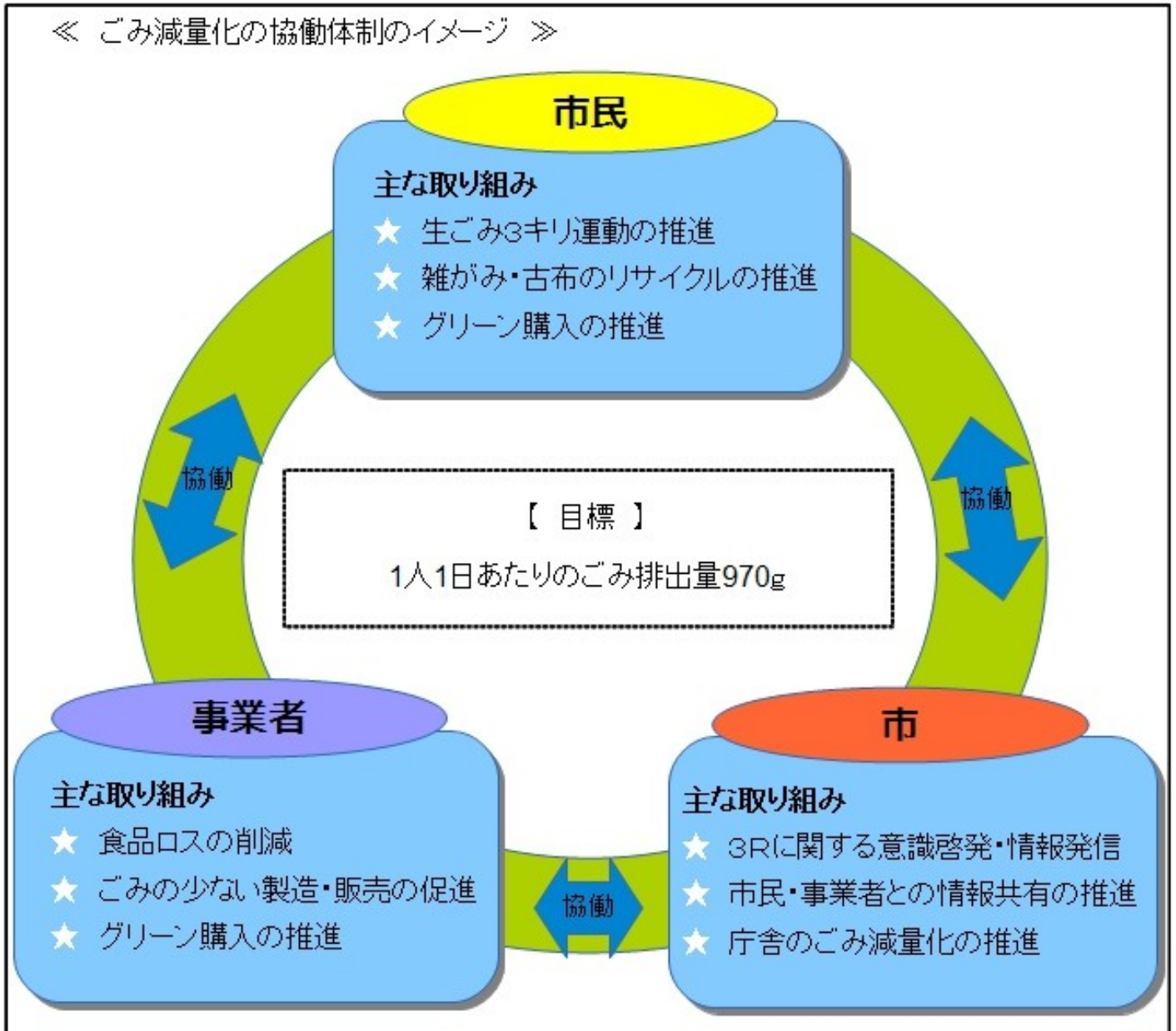
【重点施策3】ごみの見える化の推進

★ 情報紙の発行

ごみに関する情報を見える化し、市民にごみの現状を広く周知します。

(4) ごみ減量化の協働体制

ごみの減量化については、市民・事業者・市がそれぞれの立場で一体となって取り組むことで最大の効果が発揮されます。
ごみ減量化の協働体制のイメージは次のとおりです。



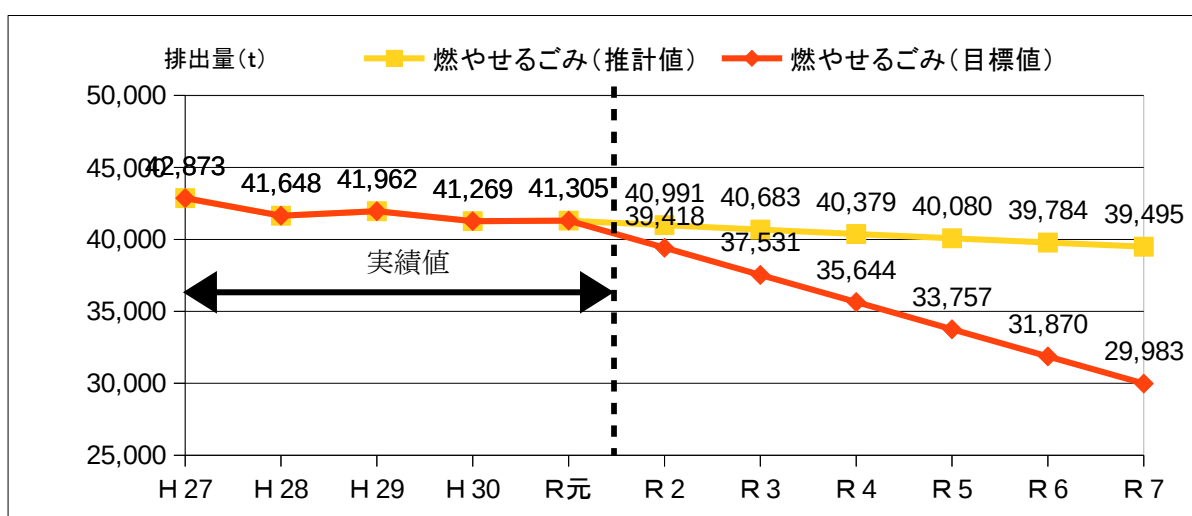
7 後期計画の目標達成のための重点事項

(1) 中間見直しのねらい

会津若松地方広域市町村圏整備組合が建設する新ごみ焼却施設の焼却能力（196t/日）に対して、稼働予定の令和8年4月での本市の排出割当量（82.1t/日）が示されています。

本市の排出割当量は、本計画で定めている「燃やせるごみの排出量（29,983t/年）」であることから、施設稼働までに減量を達成することを重点目標として、各種の施策を実施します。

◆ グラフ7-1 燃やせるごみの発生量(推計値と目標値の比較)



(2) 重点目標の設定

本計画の目標値「1人1日あたりの排出量970g」はそのまま据え置こととしますが、その中に含まれる燃やせるごみの排出量を重点目標に定めます。

重点目標

★ 燃やせるごみの排出量 29,983t/年(82.1t/日)

○平成30年度の排出量41,269t/年に対して 27.3%の削減

(3) 重点施策

目標年度（令和7年度）におけるごみ減量の重点目標を達成するため、後期（令和3年度～令和7年度）は重点的に以下の施策に取り組みます。

〈再掲〉

【重点施策1】資源化品目の追加

① 生活系ごみ

●古布類の追加

家庭から排出される古布類は、燃やせるごみとしていましたが、資源化品目に指定し、分別収集を始めます。

② 事業系ごみ

●シュレッダー古紙の追加

事業所から排出されるシュレッダー古紙を資源化品目に指定し、事業者にリサイクルを促します。

【重点施策2】市民・行政との連携、協働の取組の推進

① ごみ減量等推進員の創設

町内会でごみの分別・減量化に取り組む核となるごみ減量等推進員制度を創設し、市民との協働の取組を推進します。

② 雑がみなど資源物の分別徹底

燃やせるごみには多くの資源物が混入していることから、雑がみ回収袋を配布するなど市民が分別しやすい環境を整備するとともに、プラスチック製容器包装や生ごみなどの分別・減量を促します。

【重点施策3】ごみの見える化の推進

① 情報紙の発行

ごみに関する情報を見える化し、市民にごみの現状を広く周知します。

【重点施策4】事業系ごみの減量・資源化の啓発

① 事業系ごみの適正排出

事業者への「拡大生産責任」の働きかけによる自主回収を促すほか「排出者責任」により適切な排出を求め、加えて古紙や食品残さなど資源物として認識してもらい減量化の取り組みを促します。

8 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

① 家庭系ごみ

家庭系のごみの分別収集は、現行の収集体制を当面維持します。新たな分類として古布類を追加します。

◆ 表 8-1 家庭系ごみの分別収集の種類及び区分

分別種類(大)	分別種類(中)	分別種類(小)	収集区分
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	①燃やせるごみ	指定日
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	②燃やせないごみ	指定日
3 資源ごみ	③かん類	③スチール缶	指定日
		④アルミ缶	指定日
	④びん類	⑤無色びん	指定日
		⑥茶色びん	指定日
		⑦その他びん	指定日
	⑤プラスチック類	⑧ペットボトル	指定日
		⑨プラスチック製容器包装	指定日
⑥古紙類		⑩新聞紙	指定日
		⑪紙パック	指定日
	⑫ダンボール	指定日	
		⑬雑がみ(雑誌、包装紙、チラシ等)	指定日
	⑦古布類	⑭古着	随時
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	⑮粗大ごみ	指定日

② 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己責任において適切に処理することを基本とします。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取り組みに努めるものとします。市は、事業系一般廃棄物として焼却施設へ持ち込まれる次の分類のごみを資源物としてリサイクル推進について協力を求めています。

◆ 表 8-2 事業系ごみの分別区分

分別(大)	分別(小)	処分先
古紙	新聞紙	古紙問屋
	ダンボール	
	雑がみ(雑誌、包装紙、チラシ等)	
	シュレッダー古紙	
食品廃棄物	賞味期限後の食品	許可業者
	食べ残し	

③ 小型家電

平成25年4月1日から、小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)が施行されました。この法律は、小型家電に含まれる鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルなどの有用な金属を再資源化するためのものです。

市は、認定事業者による年2回程度の一斉回収を行いリサイクルを推進します。

④ 適正処理困難物等に関すること

ベッドやソファのスプリング、漬物石、コンクリートブロック、外壁材等は一般廃棄物処理施設では処理できない廃棄物（適正処理困難物）です。

近年、小売事業者の流通や販売方式の流動化、家庭で使用される製品の多様化により、適正処理困難物の性質・種類も多様化してきています。市では、拡大生産者責任に基づき、販売事業者や製造事業者へ処理・リサイクルルートの確立を求めると共に、近隣の廃棄物処理事業者と連携し、安全・適切に処理できる体制を構築していきます。

⑤ 在宅医療廃棄物に関すること

医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針等、在宅医療廃棄物のうち、鋭利なものについては、事故や感染症拡大の予防のため、直接医療機関に持ち込むこととします。

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 収集形態等

ア、家庭系ごみ

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とします。新規分別となる古布類は、当面拠点回収とし収集量に応じてステーション方式への移行を検討します。

◆ 表 8-3 家庭系ごみの収集形態等

分別種類(大)	分別種類(中)	収集形態	収集回数	収集体制	備考
1 燃やせるごみ	①燃やせるごみ	ステーション方式	(全地区)毎週2回	市	
2 燃やせないごみ	②燃やせないごみ	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
3 資源ごみ	③かん類	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
	④びん類	ステーション方式	(旧市・旧北会津)毎月2・4週 (旧河東)毎月3・5週	市	
	⑤ア、プラスチック製 容器包装	ステーション方式	(全地区)毎週1回	市	
	⑤イ、ペットボトル	ステーション方式	(旧市)毎月1・3・5週 (旧北会津・旧河東)毎月2・4週	市	
	⑥古紙類	ステーション方式	(旧市)毎週1回 (旧北会津)毎月2・4週 (旧河東)毎月1・3・5週	市	
	⑦古布類	拠点回収方式	回収ボックス配置施設開館時	市	新規追加
4 粗大ごみ	⑧粗大ごみ	申込制	(全地区)毎週1回	市	

※地区名について

旧市: 合併前の旧会津若松市

旧北会津: 合併前の旧北会津村で現在の北会津町及び真宮新町

旧河東: 合併前の旧河東町

イ、事業系ごみ

事業系ごみについても現状と同様、自己搬入又は許可業者による処理とします。

② 搬出禁止物等

ごみを収集、処理する際、機材や設備に著しい汚損、棄損するなど適正に処理ができなくなるものを条例で指定しています。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 重量の著しくあるもの
- (5) その他生活環境の保全上特に適正な処理を必要とするもの及び処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

③ 中間処理・最終処分

本市の一般廃棄物の中間処理・最終処分は、近隣10市町村で形成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が設置する一般廃棄物処理施設「環境センター」において行ないます。

当該整備組合と連携し、安全で環境負荷が少なく、かつ経済的なごみの処理ができる施設の整備に努めるとともに、処理施設や最終処分場の延命化を図れるよう、ごみの減量化に取り組みます。

また、リサイクル（資源化）の推進にあたっては、環境センター以外の市内外の環境産業事業者を活用することも重要であることから、資源・エネルギーの地産地消を目指し、これらの事業者との連携・協働を図ります。

④ 排出指導に関すること

ごみの減量化や分別排出、適正処理について、展開調査を行いごみの排出状況を市民にお知らせし啓発を進めながら、必要に応じて展開検査を行い排出指導を行います。調査や検査にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、必要に応じてその方法を条例で定め市民や事業者理解を求めていきます。

(3) 持続可能なごみの処理体制に関する事項

① 経費の抑制

今後、人口減少等により市の財政規模の縮小や1人当たりのごみ処理経費の負担増が予想されることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するコストの”見える化”と分析を行い、市民ニーズやごみ排出量に応じた適正な収集体制を構築していきます。

② ごみ処理有料化

ごみ処理の有料化は経済的インセンティブを活用して一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、国が推奨する制度です。近年導入する自治体が増加し、全国では約6割を超える自治体が既に導入しています。

本市の1人1日あたりのごみ総排出量は、平成27年度からほぼ横這いとなっており、目標値までの乖離は依然大きなものとなっています。現在、会津若松地方広域市町村圏整備組合構成自治体のうち、会津坂下町が既に有料化し、6町村が令和7年度までに有料化を検討することとしており、今後のごみ排出量の推移等を見ながら、本市でも有料化へ向けて本格的な検討を進めます。

③ 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、資源循環型社会の形成と、ごみの減量化・リサイクルを推進する観点から対応します。

基本的な方針としては、本市のごみ減量化への取り組み、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を原則とします。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとします。

(4) その他ごみの処理に関し必要な事項

① 廃棄物処理運営審議会

会津若松市廃棄物処理運営審議会条例に基づき設置された諮問機関であり、本市の減量化対策などの審議をいただくとともに、幅広く廃棄物行政に対する意見を求めます。

② ごみ減量等推進員

本市では平成9年に同年10月からの6種13分類へ分別数の追加に合わせ設立した経過があります。ごみの減量が市の施策として急務となったことから「ごみ減量等推進員」を改めて設置し、市民との協働を進めていきます。

③ 災害廃棄物対策

「会津若松市地域防災計画（平成31年3月修正）第11章 廃棄物対策・防疫等活動」に対策を定めています。近年、大きな災害が続いていることもあり、より具体的な計画の策定が求められています。そこで国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、「会津若松市災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定し、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めます。

④ まちの美化に関する事項

ポイ捨てや犬ふん放置の防止、清掃活動への参加等、環境美化の取り組みは、市民の「自分の住むまちは自分たちできれいにする」という意識の高揚と内発的な行動の拡大が重要です。

よって、身近な地域の自然環境や史跡、公園等の公共施設への理解促進、地区ごとの環境美化推進協議会、生活環境保全推進員との協働により市民1人ひとりの環境美化意識を啓発していきます。また、全市的な一斉清掃活動を実施し、市民の清掃活動への参加を促します。

⑤ 不法投棄の防止に関する事項

各地区の不法投棄監視員と協働し、不法投棄パトロールによる防止・監視体制の構築に勤めるとともに、市民・事業者に対し、所有する土地の適正管理を周知し協力を求めます。

また、実際の不法投棄等、廃棄物処理法に違反する事案が発生した際には、国・県・警察と共に適切な対応を行います。

9 計画の進行管理

本計画における施策を着実に推進し、ごみ減量化を達成するため、施策の進捗状況や目標に対しての到達度を把握し、その状況を評価し、評価結果を施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み(PDCAサイクル)に基づき、計画の進行管理を行います。

(1) 実施計画の策定 (Plan)

本計画に掲げられた方針に基づき、毎年度『一般廃棄物処理実施計画』を作成し、公表します。

(2) 環境施策等の取り組み推進 (Do)

実施計画に示す個別施策の取り組みを市民・事業者とともに推進します。

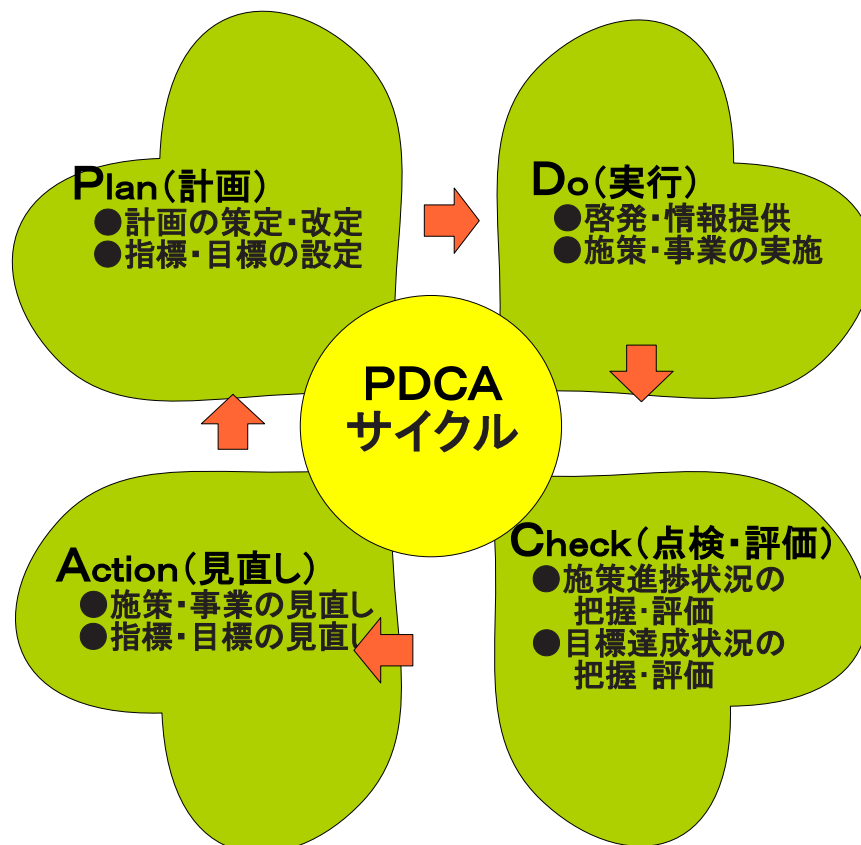
(3) 取り組み状況の点検・評価 (Check)

各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、ごみ処理状況と合わせて市民・事業者等へ公表するとともに、廃棄物処理運営審議会に報告する等、意見や提言を踏まえ、評価を行います。

また、排出指導や出前講座、環境イベント等、市民・事業者と直接対話できる機会を活用し、積極的に市民・事業者の意見を聴取し、施策に反映していきます。

(4) 事業等の見直し (Action)

点検・評価の結果を基に取り組み内容等の見直しを行い、次年度の実施計画に反映します。



会津若松市一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)

令和3年 月

編集・発行 会津若松市 市民部 廃棄物対策課

〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西292-2

TEL 0242-27-3961 FAX 0242-29-1618
